

令和3年第1回春日井市議会定例会提出議案目次〔Ⅲ〕

議案番号	議 題	
第16号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について……	1
第17号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について……	3
第18号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……	5
第19号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について……	8
第20号議案	春日井市ふれあい農業公園条例の一部を改正する条例について……	10
第21号議案	春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について……	13
第22号議案	春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について……	17
第23号議案	春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について……	49
第24号議案	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について……	57
第25号議案	春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について……	59
第26号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について……	61
第27号議案	春日井市JR春日井駅南口一時保育室の指定管理者の指定について……	78
第28号議案	市道路線の廃止について……	79
第29号議案	市道路線の認定について……	80
第30号議案	春日井市土地開発公社の経営健全化のための用地の取得について……	82

報告第1号	令和2年度春日井市一般会計補正予算（第7号）の専決 処分について……………	83
報告第2号	令和2年度春日井市一般会計補正予算（第8号）の専決 処分について……………	93
報告第3号	熊野桜佐地区雨水1号調整池築造工事の変更契約の専決 処分について……………	102
報告第4号	訴えの提起の専決処分について……………	104

第 16 号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例

春日井市職員定数条例（昭和24年春日井市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「1,442人」を「1,462人」に改め、同号イ中「852人」を「893人」に改め、同項第4号中「88人」を「93人」に改め、同条第2項中「2,803人」を「2,869人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、職員の定数を改正するため必要があるからである。

第 17 号議案

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年春日井市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記様式」を「第1号様式又は第2号様式」に改める。

別記様式第1号中「別記様式第1号」を「第1号様式（第2条関係）」に改め、「印」を削る。

様式第2号中「様式第2号」を「第2号様式（第2条関係）」に、「および」を「及び」に、「従つて誠実に且つ、公正」を「従つて誠実かつ公正」に、「当る」を「当たる」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、宣誓書の押印を廃止するため必要があるからである。

第 18 号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第21条中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第1号中「330,000円」を「430,000円（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「330,000円」を「430,000円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第21条の2中「総所得金額」とあるのは」を「総所得金額及び」とあるのは」

に、「第3号において同じ。）」を「第3号において同じ。）及び」に改める。

附則第3項中「前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）」を「前年中に所得税法」に、「総所得金額」とあるのは」を「総所得金額及び」とあるのは」に、「とする。）」を「とする。）及び」に改める。

附則第5項及び第6項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を改定する等のため必要があるからである。

第 19 号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例

春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部春日井市特別支援保育審査委員会の項の次に次のように加える。

春日井市観光・にぎわい創出推進会議	観光・にぎわい創出基本計画の策定及び推進に関する審議	12人以内
-------------------	----------------------------	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表商工業振興審議会委員の項の次に次のように加える。

観光・にぎわい創出推進会議委員	日額 7,300円
-----------------	-----------

説 明

この案を提出するのは、新たに観光・にぎわい創出推進会議を附属機関として設置するため必要があるからである。

第 20 号議案

春日井市ふれあい農業公園条例の一部を改正する条例について

春日井市ふれあい農業公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市ふれあい農業公園条例の一部を改正する条例

春日井市ふれあい農業公園条例（平成30年春日井市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「する者」の次に「(多目的室を児童の居場所確保事業の用に供する場合にあっては、利用しようとする児童の保護者)」を加える。

第10条に次の1項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、児童の居場所確保事業の用に供する場合の利用料金の決定については、市長が別に定める。

別表中

収穫体験農園	1人につき	100円	を
多目的室	30分につき	600円	

収穫体験農園	1人につき	100円	に	
多目的室	児童の居場所確保事業の用に供するとき	放課後（休業日にあつては、午前8時）から午後5時までの利用1月につき		4,000円
		放課後（休業日にあつては、午前8時）から午後6時までの利用1月につき		5,000円
		放課後（休業日にあつては、午前8時）から午後7時までの利用1月につき		6,000円
その他	30分につき	600円		

改め、同表備考を備考第1項とし、備考に次の3項を加える。

- 2 この表において「放課後」とは、小学校の授業の終了時刻をいう。
- 3 この表において「休業日」とは、小学校の学年始、夏季、冬季及び学年末の休業日(授業日と相互に振り替えられたことにより休業日となった日を含む。)

をいう。

- 4 夏季休業日における児童の居場所確保事業の用に供する場合の多目的室の利用料金は、この表に定める利用料金に1,200円を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定中多目的室に係る利用の許可、利用料金の納付その他多目的室を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

説 明

この案を提出するのは、児童の居場所確保事業の利用に係る多目的室の利用料金について新たに区分を設けるため必要があるからである。

第 21 号議案

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例

春日井市介護保険条例（平成12年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「34,662円」を「34,764円」に改め、同項第2号中「48,526円」を「48,669円」に改め、同項第3号中「51,993円」を「52,146円」に改め、同項第4号中「58,925円」を「59,098円」に改め、同項第5号中「69,324円」を「69,528円」に改め、同項第6号中「79,722円」を「79,957円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」を加え、同項第7号中「86,655円」を「86,910円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号中「103,986円」を「104,292円」に改め、同号ア中「2,000,000円以上3,000,000円」を「2,100,000円以上3,200,000円」に改め、同項第9号中「110,918円」を「111,244円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第10号中「117,850円」を「118,197円」に改め、同項第11号中「124,783円」を「125,150円」に改め、同項第12号中「128,249円」を「128,626円」に改め、同項第13号中「131,715円」を「132,103円」に改め、同項第14号中「138,648円」を「139,056円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,797円」を「20,858円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,797円」を「20,858円」に、「31,195円」を「31,287円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,797円」を「20,858円」に、「48,526円」を「48,669円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までにおける保険料率の算定に関する基準の特

例)

第7条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和3年」と、「令和3年度」とあるのは「令和4年度」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和4年」と、「令和3年度」とあるのは「令和5年度」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、介護保険料の保険料率を改定する等のため必要があるからである。

第 22 号議案

春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年春日井市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第4節 運営に関する基準（第196条―第202条）」を
「 第4節 運営に関する基準（第196条―第202条） に改める。

第10章 雑則（第203条） 」

第3条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第6条第5項第1号中「第151条第12項」を「第47条第4項第1号及び第151条第12項」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「第64条第1項」を「第47条第4項第5号、第64

条第1項」に改め、同項第6号中「第64条第1項」を「第47条第4項第6号、第64条第1項」に改め、同項第7号中「第64条第1項」を「第47条第4項第7号、第64条第1項」に改め、同項第8号中「第5章」を「第47条第4項第8号及び第5章」に改める。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第31条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画

の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第46条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第28条、第33条」を「第28条、第32条の2」に、「第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に、「第33条第1項及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項

並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項中「ならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の20の3中「、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「運営規程をいう。第34条」を「重要事項に関する規程をいう。第34条第1項」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に、「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の34中「次」を「、次」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第61条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「f) の事業」を「f) の事業」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「とする」の次に「。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第73条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「召集して行う会議」を「招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第100条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を

同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所

であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項中「ならない」の次に「。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その

他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従事者」とを削り、「第4節」との次に「、第59条の15中「指定地域密着型通所介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」とを加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第145条第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項中「ならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型

特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「栄養士又は機能訓練指導員により」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「召集して行う会議」を「召集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以

下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)に改める。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^く口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「ならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う

ことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、

(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項中「ならない」の次に「。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行

われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第191条第11項中「前項」を「第7項」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年春日井市条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条 —第90条）	を 」
「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条 —第90条）	に
第5章 雑則（第91条）	」

改める。

第3条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を

実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第8条第1項中「又は施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第9条第2項中「第44条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「とする」の次に「。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第27条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項中「ならない」の次に「。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなら

い。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載

した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第57条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第65条中「第26条、第28条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次

に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第80条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項中「ならない」の次に「。その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項を除く。）」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「第26条第1項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者」とあるのは「介護従業者」と、」を「第26条第2項中」に、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第33条第1項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「当該介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者」とあるのは「介護従業者」と」を「第30条中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と」に改める。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年春日井市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」を
「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）
第6章 雑則（第36条）」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討す

る委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、

説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）並びに第3条の規定による改正後の春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第

31条、第55条、第59条の12（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条並びに新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（第6号に掲げるものを除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）

並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 施行日から当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際、現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）

の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 10 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 11 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

説 明

この案を提出するのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に準じ、地域密着型サービス等の事業の人員基準等を緩和する等のため必要があるからである。

第 23 号議案

春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成29年春日井市条例第42号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)」を
「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)
第5章 雑則(第35条)」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合その他のやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること等」を「できること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介

護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等に改める。

第16条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第18号の2の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第21条中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言

動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症

の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第24号(前条

において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年春日井市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第2条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定による指定を受けている事業所(同日において当該事業所における春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成29年春日井市条例第42号)第6条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第2条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主

任介護支援専門員を除く。)を同条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から、第1条中第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（改正後の条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第21条（改正後の条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第21条中「、次」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（第6号に掲げるものを除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第22条の2（改正後の条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第24条の2（改正後の

条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

説 明

この案を提出するのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正等に準じ、居宅介護支援事業所の人員基準等を緩和する等のため必要があるからである。

第 24 号議案

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例について

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「をいう。）」の次に「及び金属類のうち発火性のあるもの」を加える。

第17条第2項中「2年」を「2年以内」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、金属類のうち発火性のあるものの排出について指定袋の使用を義務付ける等のため必要があるからである。

第 25 号議案

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

春日井市自転車等駐車場条例（昭和56年春日井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 春日井市高蔵寺駅北口バイク駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、高蔵寺駅北口バイク駐車場を廃止するため必要があるからである。

第 26 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の項中「又は高さ」を「、高さ又は壁面の位置」に改め、同項の次に次のように加える。

建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件	160,000円	
建築基準法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件	160,000円	
建築基準法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件	160,000円	
建築基準法第60条の3第2項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件	160,000円	

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項中

「		上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	10,300円	」	を
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円		
「		上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	10,300円	」	に、
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,900円		

建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

29,100円

300平方メートル以内の場合	10,300円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	29,100円

を

300平方メートル以内の場合	10,300円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	17,900円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	29,100円

に、

上記以外の建築物	建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	95,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円

を

上記以外の建築物	建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	95,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	121,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円

に、

その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	261,600円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	417,100円
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	593,600円

			ルを超え5,000平方メートル以内のもの			を
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	728,000円		
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	858,100円		
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	979,400円		

		その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	248,400円		に、
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	311,200円		
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円		
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	573,400円		
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	706,300円		
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	834,900円		
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	952,400円		

300平方メートル以内の場合	118,500円	を
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	195,500円	

300平方メートル以内の場合	118,500円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	149,700円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	195,500円

に、

300平方メートル以内の場合	95,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円

を

300平方メートル以内の場合	95,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	121,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円

に、

300平方メートル以内の場合	261,600円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	417,100円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	593,600円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	728,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	858,100円
25,000平方メートルを超える場合	979,400円

を

300平方メートル以内の場合	248,400円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	311,200円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	401,800円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	573,400円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	706,300円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	834,900円
25,000平方メートルを超える場合	952,400円

に改め、

同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査の項中

上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,200円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,500円

を

上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,200円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,700円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,500円

に、

300平方メートル以内の場合	6,200円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	17,500円

を

300平方メートル以内の場合	6,200円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	10,700円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	17,500円

に、

上記以外の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	48,600円	を
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,600円	

上記以外の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	48,600円	に、
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	62,300円	
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,600円	

その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	131,900円	を
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	211,500円	
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	305,600円	
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	377,800円	
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	446,500円	

			平方メートル以内のもの	
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	511,500円

		その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	125,200円
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	157,400円
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	203,800円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	295,500円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	367,100円
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	435,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	498,200円

に、

300平方メートル以内の場合	60,300円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	100,700円

を

300平方メートル以内の場合	60,300円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	76,600円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	100,700円

に、

300平方メートル以内の場合	48,600円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	82,600円

を

300平方メートル以内の場合	48,600円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	62,300円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	82,600円

に、

300平方メートル以内の場合	131,900円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	211,500円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	305,600円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	377,800円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	446,500円
25,000平方メートルを超える場合	511,500円

を

300平方メートル以内の場合	125,200円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	157,400円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	203,800円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	295,500円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	367,100円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	435,000円
25,000平方メートルを超える場合	498,200円

に改め、

同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に対する審査の項及び建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査の項を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの	床面積（特定建築行為に係る床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「建築物省エネ法」という。）第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	1件	121,000円	1 建築物の用途が工場、倉庫その他市長が定めるものである場合における当該手数料の額は、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるものの区分によるものとし、床面積の合計の区分に応じた額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て得た額）とする。 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		159,300円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		257,900円	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		336,800円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル		404,700円	

保計画に対する審査		以内のもの			条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合、この表の建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項の建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合の区分により算出した額とする。
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		474,800円	
	上記以外のもの	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	1件	311,200円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		401,800円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		573,400円	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		706,300円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		834,900円	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		952,400円		
建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査	建築物省エネ法基準省令第1条第1号ロに定める基準に係るものであるもの	床面積（特定建築行為に係る床面積（建築物省エネ令第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	1件	62,300円	1 建築物の用途が工場、倉庫その他市長が定めるものである場合における当該手数料の額は、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるものの区分によるものとし、床面積の合計の区分に応じた額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		82,600円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		137,700円	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		182,300円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		219,900円	
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		259,300円	
	上記以外のもの	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	1件	157,400円	

	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	203,800円	物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価方法により行った場合、この表の建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査の項の計画適合性確認機関が認めた場合等の区分により算出した額とする。
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	295,500円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	367,100円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	435,000円	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	498,200円	

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の項中

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号に定める基準に係るものであるもの	床面積（特定建築行為に係る床面積（建築物省エネ令第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの	1件	41,300円	建築物の用途が工場、倉庫その他市長が定めるものである場合における当該手数料の額は、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号に定める基準に係るものであるものの区分によるものとし、床面積の合計の区分に応じた額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

を

建築物のエネルギー消費性能の向	建築物省エネ法基準省令第1条第1	床面積（特定建築行為に係る床面積（建築物省エネ令第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この項において同	1件	31,100円	建築物の用途が工場、倉庫その他市長が定めるものである場合における当該手数料の
-----------------	------------------	---	----	---------	--

上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	項第1号ロに定める基準に係るものであるもの	じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	41,300円	額は、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるものの区分によるものとし、床面積の合計の区分に応じた額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。	に、
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			

上記以外のもの	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの	1件	101,900円	を
---------	------------------------------------	----	----------	---

上記以外のもの	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	1件	78,700円	に
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		101,900円	

改め、同表建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、

上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	10,300円	を
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円	

上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	10,300円	に、
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,900円	
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円	

300平方メートル以内の場合	10,300円	を
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	29,100円	

300平方メートル以内の場合	10,300円	に、
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	17,900円	

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 | 29,100円 |

上記以外の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	95,000円	を
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円	

上記以外の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	95,000円	に、
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	121,000円	
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円	

その他のもの		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	248,400円	を
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円	

その他のもの		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	248,400円	に、
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	311,200円	
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円	

300平方メートル以内の場合 | 118,500円 | を

300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	195,500円
------------------------------	----------

300平方メートル以内の場合	118,500円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	149,700円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	195,500円

に、

300平方メートル以内の場合	95,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円

を

300平方メートル以内の場合	95,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	121,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円

に、

300平方メートル以内の場合	248,400円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	401,800円

を

300平方メートル以内の場合	248,400円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	311,200円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	401,800円

に

改め、同表建築物省エネ法第31条第2項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査の項中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、

上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,200円	を
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,500円	

上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,200円	に、
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,700円	
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,500円	

300平方メートル以内の場合	6,200円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	17,500円

を

300平方メートル以内の場合	6,200円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	10,700円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	17,500円

に、

上記以外の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	48,600円	を
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,600円	

上記以外の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	48,600円	に、
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	62,300円	
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,600円	

その他のもの		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	125,200円	を
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	203,800円	

その他のもの		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	125,200円	に、
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	157,400円	
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	203,800円	

300平方メートル以内の場合	60,300円	を
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	100,700円	

300平方メートル以内の場合	60,300円
----------------	---------

300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	76,600円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	100,700円

に、

300平方メートル以内の場合	48,600円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	82,600円

を

300平方メートル以内の場合	48,600円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	62,300円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	82,600円

に、

300平方メートル以内の場合	125,200円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	203,800円

を

300平方メートル以内の場合	125,200円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	157,400円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	203,800円

に

改め、同表建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、

上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	10,300円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円

を

上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	10,300円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,900円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円

に、

300平方メートル以内の場合	10,300円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	29,100円

を

300平方メートル以内の場合	10,300円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	17,900円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	29,100円

に、

上記以外の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第1条第1項	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	95,000円
----------	-------------------------	-------------------------	---------

	第1号口に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円	を
--	----------------------	---------------------------------------	----------	---

上記以外の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号口に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	95,000円	に、
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	121,000円	
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円	

その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	248,400円	を
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円	

その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	248,400円	に、
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	311,200円	
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円	

300平方メートル以内の場合	118,500円	を
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	195,500円	

300平方メートル以内の場合	118,500円	に、
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	149,700円	
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	195,500円	

300平方メートル以内の場合	95,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円

を

300平方メートル以内の場合	95,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	121,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円

に、

300平方メートル以内の場合	248,400円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	401,800円

を

300平方メートル以内の場合	248,400円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	311,200円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	401,800円

に改める。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の項の改正規定及び同項の次に4項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請による事務に係る手数料について適用し、同日前の申請による事務に係る手数料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、建築基準法の一部改正に伴い、新たに手数料を定める等のため必要があるからである。

第 27 号議案

春日井市 J R 春日井駅南口一時保育室の指定管理者の指定について

春日井市 J R 春日井駅南口一時保育室について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|-----------------|--|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 春日井市 J R 春日井駅南口一時保育室 |
| 2 指定管理者となる団体 | 大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号
サンヨーホームズコミュニティ株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和3年9月1日から令和8年3月31日まで |

第 28 号議案

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	6039号線	神屋町字大内	
		神屋町字大内	
2	6041号線	神屋町字大内	
		神屋町字大内	
3	6165号線	明知町字庄ノ田	
		明知町字山ノ田	

第 29 号議案

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	8024号線	坂下町2丁目	
		坂下町2丁目	
2	8025号線	坂下町2丁目	
		坂下町2丁目	
3	8026号線	坂下町7丁目	
		坂下町7丁目	
4	8027号線	坂下町7丁目	
		坂下町7丁目	

5	8028号線	黒鉾町字大久手	
		西屋町字中新田	
6	8029号線	黒鉾町字大久手	
		西屋町字中新田	
7	8030号線	西屋町字中新田	
		四ツ家町字四ツ家	

第30号議案

春日井市土地開発公社の経営健全化のための用地の取得について

春日井市土地開発公社の経営健全化のため、次の土地を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊藤 太

- 1 場 所 春日井市高座町字高蔵林1930番102ほか42筆
- 2 面 積 25,082.28㎡
- 3 取 得 価 格 831,614,814円
- 4 契約の相手方 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市土地開発公社

報告第1号

令和2年度春日井市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年度春日井市一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年度春日井市一般会計補正予算
(第7号) を次のとおり専決処分する。

令和2年12月18日

春日井市長 伊 藤 太

令和2年度春日井市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度春日井市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,830千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,724,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		50,136,005	56,830	50,192,835
	2 国庫補助金	37,285,453	56,830	37,342,283
歳入合計		146,667,648	56,830	146,724,478

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		78,393,696	56,830	78,450,526
	2 児童福祉費	18,235,144	56,830	18,291,974
歳出合計		146,667,648	56,830	146,724,478

令和 2 年度

春日井市一般会計補正予算（第 7 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	50,136,005	56,830	50,192,835
歳入合計	146,667,648	56,830	146,724,478

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	78,393,696	56,830	78,450,526	56,830				
歳出合計	146,667,648	56,830	146,724,478	56,830				

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
2(項) 国庫補助金	37,285,453	56,830	37,342,283
2(目) 民生費国庫補助金	33,334,218	56,830	33,391,048

(3) 歳 出

3(款) 民生費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2(項) 児童福祉費	18,235,144	56,830	18,291,974	56,830				
2(目) 児童措置費	11,769,859	56,830	11,826,689	56,830				

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費 補助金	56,830	母子家庭等対策総合支援事業費補助金

節		説明
区分	金額	
11 役 務 費	100	ひとり親世帯臨時特別給付金事業
12 委 託 料	1,000	
18 負担金、補助 及び交付金	55,730	

報告第2号

令和2年度春日井市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年度春日井市一般会計補正予算（第8号）を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年度春日井市一般会計補正予算(第8号)を次のとおり専決処分する。

令和3年2月1日

春日井市長 伊 藤 太

令和2年度春日井市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度春日井市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,888,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		50,192,835	163,800	50,356,635
	1 国庫負担金	12,793,617	66,033	12,859,650
	2 国庫補助金	37,342,283	97,767	37,440,050
歳入合計		146,724,478	163,800	146,888,278

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		11,191,018	163,800	11,354,818
	1 保健衛生費	5,145,649	163,800	5,309,449
歳出合計		146,724,478	163,800	146,888,278

令和 2 年度

春日井市一般会計補正予算（第 8 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	50,192,835	163,800	50,356,635
歳入合計	146,724,478	163,800	146,888,278

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	11,191,018	163,800	11,354,818	163,800				
歳出合計	146,724,478	163,800	146,888,278	163,800				

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
1(項) 国庫負担金	12,793,617	66,033	12,859,650
2(目) 衛生費国庫負担金	8,330	66,033	74,363

2(項) 国庫補助金	37,342,283	97,767	37,440,050
3(目) 衛生費国庫補助金	117,270	97,767	215,037

(3) 歳 出

4(款) 衛生費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1(項) 保健衛生費	5,145,649	163,800	5,309,449	163,800				
2(目) 保健予防費	2,240,928	163,800	2,404,728	163,800				

節		説明
区分	金額	
1	保健衛生費 負担金	66,033 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

1	保健衛生費 補助金	97,767 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
---	--------------	-------------------------------------

節		説明
区分	金額	
10	需用費	27,500
11	役務費	16,000
12	委託料	100,000
13	使用料及び 賃借料	800
17	備品購入費	19,500
		新型コロナウイルスワクチン接種事業 (1) 接種体制構築費 97,767 接種予約管理システム構築、コールセンター運営業務等 (2) 接種費 66,033 需用費(27,500)の内訳 消耗品費 14,000 印刷製本費 7,500 医薬材料費 6,000

報告第3号

熊野桜佐地区雨水1号調整池築造工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、熊野桜佐地区雨水1号調整池築造工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、熊野桜佐地区雨水1号調整池築造工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和3年1月13日

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 熊野桜佐地区雨水1号調整池築造工事
- 2 契約の相手方 秋吉・猪野特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市穴橋町字山本1488番地
株式会社秋吉組
構成員 春日井市弥生町1丁目97番地1
株式会社猪野組

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	1,160,046,360円	1,181,381,960円

報告第4号

訴えの提起の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太

管轄裁判所	事件名	訴えの趣旨	相手方		支払を求 める額	専決処分日
			住所	氏名		
春日井 簡易裁 判所	学校給 食費請 求事件	相手方に対し、春日井市立小学校及び中学校で供給を受けた学校給食に係る未納の学校給食費の支払を求め る。	■■■■■■■	■■ ■■	円 74,695	令和年月日 2.10.20